

法令及び定款にもとづくインターネット開示事項

●事業報告

主要な事業所等

使用人の状況

主要な借入先の状況

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

及び当該体制の運用状況

●連結計算書類

連 結 注 記 表

●計算書類

個 別 注 記 表

第28期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

株式会社インプレスホールディングス

法令及び当社定款の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(<https://www.impressholdings.com/ir/investor/meeting/>)

(1) 主要な事業所等 (2020年3月31日現在)

当社 (株)インプレス (株) I A D (株)リットーミュージック (株)エムディエヌコーポレーション (株)山と溪谷社 (株) I C E (株)クリエイターズギルド (株)天夢人 Impress Business Development (同) (株)Impress Professional Works	東京都千代田区
(株)近代科学社 (株)インプレス R & D	東京都新宿区
英普麗斯 (北京) 科技有限公司	中華人民共和国北京市

(2) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
567名	25名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
17名	3名増	45.9歳	12.9年

(3) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)りそな銀行	287百万円
(株)三井住友銀行	150
(株)三菱UFJ銀行	100
(株)みずほ銀行	100

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 白石徹氏は、Sコンサルティング(有)の代表取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 大西健一氏は、大西税務会計事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 松本伸也氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー 代表弁護士であります。当社子会社 (株)Impress Professional Worksと同事務所との間には法律顧問契約があります。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (14回開催)		監査役会 (5回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 田村明史	14回	100.00%	－回	－%
社外取締役 白石徹	14	100.00	－	－
社外監査役 大西健一	14	100.00	5	100.00
社外監査役 松本伸也	13	92.86	5	100.00

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役 田村明史氏は、主に当社及びIT企業における経営者としての経験を活かし、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外取締役 白石徹氏は、主に経営管理体制の整備等にかかるコンサルタントとしての経験を活かし、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役 大西健一氏は、取締役会ならびに監査役会等重要な会議に出席し、税理士としての専門的見地から主に会計及び税務に関する監査事項につき必要に応じて発言を行っております。

社外監査役 松本伸也氏は、取締役会ならびに監査役会等重要な会議に出席し、弁護士としての専門的見地から主に法令及び定款遵守に関する監査事項につき必要に応じて発言を行っております。

③ 社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）が、以下のいずれにも該当しない場合、当社の経営陣から独立した中立の立場として独立性を有すると判断する。

1. 社外役員自らまたは社外役員が業務執行取締役、執行役員もしくは使用人（以下、総称して「業務執行者」という）である法人と当社または当社の子会社（以下、総称して「当社等」という）との間において、多額の取引がある場合。
2. 当社等からの役員報酬以外に高額の報酬を受領しているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）の場合。
3. 当社の会計監査人に所属する者の場合。
4. 当社の議決権の10%以上を保有している株主またはその株主において業務執行者である場合。
5. 上記1から4に該当する二親等以内の親族がいる場合。但し、2及び3に掲げる者については、当該親族が重要な業務執行者及び公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者である場合に限る。

(注) 1. 多額の取引は、当社等と取引先間の年間取引額が次のいずれかに該当するものを想定しています。

①当社等の連結売上高の2%超

②取引先の連結売上高（連結決算を実施していない取引先は、単体の売上高）の10%超

2. 高額の報酬は、過去4事業年度において総額5,000万円超の報酬を想定しています。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等

1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

38,500千円

2. 当社及び子会社が支払うべき金銭等の合計額

39,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び実績状況、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴う影響、問題点等を把握するため、助言及び情報提供等を受けるための報酬を非監査業務に基づく報酬として支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断した場合、また、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあると判断した場合。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社代表取締役は、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることにつき、その精神を繰り返し当社グループの役職員に伝えることにより徹底する。
- ・当社代表取締役は、コンプライアンス体制の構築・維持を所管するコンプライアンス担当執行役員を責任者として、「コンプライアンス規程」に従い当社グループのコンプライアンス体制を構築・維持する。
- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引ならびにその不当な要求に対しては一切応じない。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・当社代表取締役は、当社グループを統括する情報管理担当執行役員を責任者として、「情報管理規程」に従い当社グループの職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存させる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社代表取締役は、リスクマネジメントを所管するリスクマネジメント担当執行役員を責任者として、「リスクマネジメント規程」に従い当社グループのリスクマネジメントに関する体制の整備及び問題点の把握に努め、リスクマネジメント事務局を設置し、リスクマネジメント上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ・当社グループの役職員がリスクマネジメント上の問題を発見した場合は、すみやかにグループ各社社長が任命する各社リスクマネジメント責任者を通じてリスクマネジメント事務局へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程の定めに基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社代表取締役は、当社グループの内部統制担当執行役員をして当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制構築を促進させる。
 - ・当社の内部監査室は、関係部門と連携し、当社グループに対する内部監査を行う。
 - ・当社代表取締役に任命された取締役等は、「関係会社管理規程」に従い当社代表取締役に担当する会社の経営及び財務状況を定期的に報告する。
6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役職務を補助する組織を当社の内部監査室及び社長室とし、補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重し、当該補助者は、監査役の指示に基づき監査役会の職務を補助する。
7. 監査役職務の執行により生ずる費用に関する事項
- ・監査役職務に係る諸費用については、予算を確保し、監査役が職務の執行により費用の前払、もしくは支出した費用の精算等を請求した場合、社内規定に基づき支払う。
8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及びその他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・内部統制担当執行役員は、次に定める事項を常勤監査役または監査役会に報告することとする。
 - イ. 月次の経営状況として重要な事項
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 重大な法令・定款違反
 - ニ. その他リスクマネジメント上重要な事項
 - ・当社グループの役職員は、上記ロ、乃至ニ. に関する事実を発見した場合には、常勤監査役に直接報告することができ、当該報告者に対し、人事制度上その他の不利益な取り扱いをしない。
 - ・常勤監査役による代表取締役、執行役員及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、監査役会、会計監査人、非業務執行取締役及び内部監査室との間で定期的に意見交換会を実施する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1. コンプライアンス・リスク管理について

年に一度、管理すべきリスクの見直しを行い、「リスクカタログ」の整備を行っております。顕在化したリスクについては、「リスクマネジメント事務局」において情報集約、評価、対策の調整及びモニタリングを行っております。また、コンプライアンス上の問題がある場合は、相談窓口として、当社代表取締役が任命する当社執行役員、常勤監査役または弁護士事務所に直接報告できる「特別ホットライン」を用意し、報告者に対し不利な取扱いがなされないように徹底しております。

2. グループ管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、当社代表取締役は定期的に子会社の経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行い、定期的に当社代表取締役及び取締役会に監査結果について報告を行っております。

3. 監査役会への報告体制について

常勤監査役が、取締役会をはじめ経営会議等重要な会議へ出席し、代表取締役、取締役、会計監査人、リスクマネジメント事務局長、内部監査室、執行役員、その他重要な使用人との間で情報交換等を行い、監査役会に定期的に報告することで、取締役会の職務執行状況ならびに内部統制システムの整備及び運用状況を把握できる体制になっております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 13社
- ・ 主要な連結子会社の名称
 - (株)インプレス
 - (株)IAD
 - 英普麗斯(北京)科技有限公司
 - (株)リットーミュージック
 - (株)エムディエヌコーポレーション
 - (株)山と溪谷社
 - (株)ICE
 - (株)近代科学社
 - (株)インプレスR&D
 - (株)クリエイターズギルド
 - (株)天夢人
 - Impress Business Development(同)
 - (株)Impress Professional Works

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称
 - (有)原の小屋
 - インプレス・インキュベーション・ファンド
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微で、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 2社
- ・ 会社等の名称
 - (株)編集工学研究所
 - (株)ファンギルド

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称

非連結子会社

(有)原の小屋

インプレス・インキュベーション・ファンド

関連会社

(株)シフカ

(株)スタジオシーアイ

・持分法の範囲から除いた理由

上記の会社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の(株)IAD及び英普麗斯（北京）科技有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法）なお、最終刷後6ヶ月以上を経過した売残り単行本については、法人税基本通達に基づいた評価基準を設け、一定の評価減を実施しております。

・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法または定額法

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 返品債権特別勘定

一部の連結子会社において、製品（雑誌）の返品による損失に備えるため、法人税基本通達に基づいた売掛金基準による限度相当額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は主として、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

二. 返品調整引当金

国内連結子会社は主として、製品の返品による損失に備えるため、法人税法に規定する売掛金基準による限度相当額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものは、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約ごとに行っております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当該連結会計年度の費用として処理しております。

ハ. 連結納税制度の適用 当社及び一部の連結子会社は当社を連結親法人として連結納税制度を適用しております。

二. 連結納税制度からグループ通算 当社および国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「手形売却損」は重要性が低くなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「手形売却損」445千円及び「その他」3,484千円は、「その他」3,930千円として組替えております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,224,271千円
--------------------	-------------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	37,371,500株	－株	－株	37,371,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額

決 議	株式の種類	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普 通 株 式	98,992	3.00	2019年3月31日	2019年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月12日 取締役会	普 通 株 式	利益剰余金	82,485	2.50	2020年3月31日	2020年6月24日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、業務提携等を目的とした株式などへの投資を行っておりますが、資金運用につきましては短期的な預金等の安定運用を基本としております。また、資金調達につきましては、事業計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入等により調達する方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先企業との業務提携に関連する株式及び資金の安定運用を目的とした債券であり、市場価格の変動リスクや投資先の財務状況悪化による損失の発生及び投資回収の遅延等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金・未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に対するリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権につきましては、グループ各社において、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、リスクマネジメント規程に従い、貸倒れリスクの一元的な管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制する必要があると認められる場合は、格付の高い金融機関と金利スワップ等のデリバティブ取引を行っております。

投資有価証券につきましては、当社の投資管理規程に従い、時価や投資先企業の財務状態を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金の調達については、資金調達手段の多様化、複数の金融機関との取引、長短の借入バランスの調整等により、流動性リスクのヘッジを図っております。

また、キャッシュ・マネジメント・システムの導入により資金の一元的な管理を進めており、余剰資金の効果的な活用により資金効率の改善を図るとともに、グループ各社の業績及び資金繰りの動向を月次でモニタリングすることで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日現在（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,051,529	5,051,529	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,998,341		
貸倒引当金	△1,984		
	3,996,356	3,996,356	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券（＊１）	400,000	400,000	－
その他有価証券	49,548	49,548	－
資産計	9,497,434	9,497,434	－
(4) 支払手形及び買掛金	1,417,445	1,417,445	－
(5) 未払金	1,085,833	1,085,833	－
(6) 短期借入金	350,000	350,000	－
(7) 長期借入金（＊２）	287,500	287,943	443
負債計	3,140,779	3,141,223	443
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（＊１）一年内償還予定の満期保有目的債券です。

（＊２）一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格により時価評価しております。

債券は取引所の価格または取引先金融機関より提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金、(6) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(1) その他有価証券として保有している非上場株式（連結貸借対照表計上額190,001千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(2) 非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額393,686千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	239円07銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円36銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	374,906千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	374,906千円
普通株式の期中平均株式数	32,995,599株

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	7,887,755千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－千円
普通株式に係る期末の純資産額	7,887,755千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	32,994,001株

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他

新型コロナウイルス感染症の影響拡大や長期化による不確実性が高い状況にあります。このような状況の中、繰延税金資産の回収可能性の検討にあたり、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、一定の仮定を置き、当該不確実性を反映させております。

9. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 定額法 |
| ② 無形固定資産 | ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |

(4) ヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものは、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | |
| ヘッジ手段・・・金利スワップ | |
| ヘッジ対象・・・借入金の利息 | |
| ③ ヘッジ方針 | 借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約ごとに行っております。 |

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。 |
| ② 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当該事業年度の費用として処理しております。 |
| ③ 連結納税制度の適用 | 当社を連結親法人として連結納税制度を適用しております。 |
| ④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 | 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の規定に基づいております。 |

2. 表示方法の変更

貸借対照表関係

前事業年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「電話加入権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた728千円は、「電話加入権」728千円に組替えております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,243千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 705,542千円 |
| ② 短期金銭債務 | 1,765,448千円 |
| ③ 長期金銭債権 | 558,206千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引	
受取手数料	358,210千円
受取配当金	285,000千円
② 営業取引以外による取引	
受取利息	10,337千円
支払利息	3,376千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	4,374,059株	3,440株	－株	4,377,499株

(注) 普通株式の自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,571千円
貸倒引当金	113,600千円
退職給付引当金	21,030千円
減価償却超過額	65千円
投資有価証券評価損	35,353千円
関係会社株式評価損	485,115千円
繰越欠損金	899,963千円
未払事業所税	292千円
未払事業税	3,424千円
役員特別退職金	3,772千円
その他	16,698千円

繰延税金資産小計 1,580,887千円

評価性引当額 △1,580,887千円

繰延税金資産合計 －千円

繰延税金負債

 その他有価証券評価差額金 △8,947千円

繰延税金負債合計 △8,947千円

合計 △8,947千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)インプレス	東京都 千代田区	90	IT・PC関連 の出版事業、 ネットメディア・サービス 事業、ターゲ ット事業、ソ リューション 事業	100.0	資金の 借入、 役員の 兼任	経営 インフラの 提供料 (注1)	299,511	売掛金	15,802
							預り金 の増加 (注2) (注3)	578,392	預り金	926,080
子会社	(株)リットーミ ュージック	東京都 千代田区	100	音楽・楽器 関連の出版事 業、ソリュ ーション事業、 楽器販売プラ ットフォーム 事業	100.0	資金の 借入、 役員の 兼任	預り金 の増加 (注2) (注3)	80,539	預り金	427,644
子会社	(株)エムディエ ヌコーポレー ション	東京都 千代田区	50	デザイン・グ ラフィック関 連の出版事業	100.0	資金の 貸付、 役員の 兼任	受取利息 (注2) (注3)	2,009	短期 貸付金	61,227
子会社	(株)山と溪谷社	東京都 千代田区	97	山岳・自然 関連の出版事 業、ネットメ ディア・サー ビス事業、ソ リューション 事業	100.0	資金の 貸付、 役員の 兼任	経営 インフラの 提供料 (注1)	83,070	売掛金	2,239
子会社	(株)ICE	東京都 千代田区	100	パートナー企 業のデジタル プラットフォーム開 発・運営、デジ タルファース ト出版事業	100.0	資金の 借入、 役員の 兼任	経営 インフラの 提供料 (注1)	130,140	売掛金	3,143
							預り金 の増加 (注2) (注3)	52,173	預り金	333,122
子会社	(株)近代科学社	東京都 新宿区	20	学術・理工学 関連の出版 事業	100.0	資金の 貸付、 役員の 兼任	長期 貸付金 (注2)	—	長期 貸付金	111,000
子会社	(株)インプレス R&D	東京都 新宿区	15	次世代型出版 プラット フォーム 事業	100.0	資金の 貸付、 役員 の 兼任	受取利息 (注2) (注3)	1,464	短期 貸付金	75,045
							短期貸付金 の減少 (注2) (注3)	178		
							長期 貸付金 (注2)	—	長期 貸付金	270,000

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)天夢人	東京都 千代田区	30	鉄道・旅・自然・歴史関連の出版事業、ソリューション事業	100.0	資金の貸付、役員 の兼任	受取利息 (注2) (注3)	2,590	短期 貸付金	110,000
							短期貸付金 の減少 (注2) (注3)	5,000		
子会社	(株)Impress Professional Works	東京都 千代田区	30	グループの 経営管理及び 販売・物流管 理業務	100.0	資金の 貸付、 役員の 兼任	受取利息 (注2) (注3)	2,759	短期 貸付金	140,080
							短期貸付金 の増加 (注2) (注3)	100,000		
							長期貸付金 の減少 (注2) (注3)	40,080	長期 貸付金	146,160

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 市場価格、総原価、利用実態等を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
2. 市場金利、調達コストを勘案して、取引条件を決定しております。
3. 当社は、グループ全体の資金効率を高めることを目的に、資金の一元管理を行っており、余剰資金を預り金として当社に集約し、各社の資金需要に応じた貸付を実行しております。資金の取引金額は、資金の決済が随時行われることにより把握が困難であるため期首と期末の差額を記載しております。

なお、当社は、債務超過となった子会社への短期貸付金及び長期貸付金に対し貸倒引当金を設定しており、当事業年度において貸倒引当金繰入額14,188千円を計上し、当事業年度末の貸倒引当金残高は371,000千円となっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 202円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円34銭 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	110,246千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	110,246千円
普通株式の期中平均株式数	32,995,599株

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	6,679,769千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－千円
普通株式に係る期末の純資産額	6,679,769千円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	32,994,001株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他

新型コロナウイルス感染症の影響拡大や長期化による不確実性が高い状況にあります。このような状況の中、繰延税金資産の回収可能性の検討にあたり、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき、一定の仮定を置き、当該不確実性を反映させております。

11. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。